

利根川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規定

(主旨)

本公聴会は、概ね30年間で行う川づくりの内容を記載する「利根川水系河川整備計画」の原案作成にあたって、関係する住民の方々から幅広くご意見をお聴きすることを目的に開催するものです。

本傍聴規定は、公聴会を円滑に進めるため、必要な事項を定めたものです。

(傍聴)

- 1) 公聴会を傍聴される方は、会場入室する前に受付において氏名、住所、年齢を記入してください。
- 2) 多くの方に参加いただけるよう席の確保に努めますが、会場の都合により、傍聴席が満席となった場合には、入室をお断りすることがありますので、ご了承ください。(入場は先着順です。)
- 3) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
 - 会場内の撮影、録画もしくは録音をしないこと。
 - 公述への批判、可否の表明、ヤジ、拍手などをしないこと。
 - 発言、私語、談論などをしないこと。
 - プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
 - みだりに席を離れないこと。
 - 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- 4) 傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、退場していただくことがあります。
- 5) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。